

導入促進基本計画（塩谷町）

1 先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の人口の推移をみると、人口は減少傾向にあり、年齢3区分別人口の推移をみると、特に老年人口割合は全体の3割を超えるまでに増加しており、少子高齢化が進行している。就業人口は全体的に減少傾向にあり、特に第2次産業の減少が顕著に見受けられる。構成比では第1次産業及び第2次産業が一貫して減少基調にある。産業別就業人口では、製造業が最も多く、次いで農業、卸売業・小売業、建設業の順となっている。

全国的に中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせとなっている。今後少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。町内従業者数の大部分を占める中小企業者等は、地域経済社会において重要な役割を担っていることから、持続的発展に向けた支援や、また下請的な立場にある中小企業者等が多く、景気や為替の変動等の影響を受けやすいことから、生産性の向上を図るための支援強化が必要となっている。

（2）目標

当町は、先端設備等導入計画の認定事業者を5とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町は、同様の観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から、3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は対象としない。
- ・その他町長が不相当と認める場合は対象としない。